

アジア・アジアパラ競技大会を契機とした行動・意識変容等に関する調査委託業務 募集要項

1 目的

2026年に本県で開催するアジア・アジアパラ競技大会は、アジアの45の国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、国内外からアスリートや観戦客など多くの人々が訪れるとともに、世界から大きな注目を集めることとなる。

本大会の開催にあたっては、大会のインパクトを最大限活かして県政の発展に結びつけるとともに、大会の成果が一過性のものにとどまることがないように、様々な社会課題の解決や県民の行動・意識変容といった無形のレガシーを創出していくことが必要であり、「アジア競技大会・アジアパラ競技大会を活用した地域活性化ビジョン」ロードマップ等に基づき、様々な取組を実施している（または今後実施していく）ところである。

本調査では、一般県民へのアンケート調査やスポーツに関する団体、施設、学校等へのヒアリング等の調査により、現在（大会開催前）の県民の行動や意識を把握する。

なお、大会後には同様の調査を実施し、今回の調査結果と比較することで、大会観戦やボランティアへの参加等、大会への関わりによって、県民にどのような行動・意識変容が生じたか、無形のレガシーの創出について確認する予定である。

2 業務内容

- (1) 一般県民へのアンケート調査
- (2) スポーツに関する団体、施設、学校等へのヒアリング調査
- (3) 整理及び分析
- (4) 施策の検討及び提案

※詳細は、別添1の委託業務仕様書を御参照ください。

3 委託の方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は4,427,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約締結の日から2026年3月24日（火）まで

6 応募資格

応募の資格者は法人又は団体とし、次の要件を満たす者とします。

- (1) 愛知県の令和6・7年度入札参加資格者名簿（大分類：03. 役務の提供等、中分類：07. 調査委託）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 開催日時

2025年9月30日（火）午前11時から午前11時30分まで

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。

- ・ 申込期限：2025年9月29日（月）正午
- ・ メールの見出しは「アジア・アジアパラ競技大会を契機とした行動・意識変容等に関する調査委託業務の説明会参加」としてください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議のURL や注意事項等を電子メールで送付します。
- ・ 本文中に次の1～3を記載してください。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第四グループ
電子メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 企画応募書（様式1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）
- (オ) 添付書類（提出者（団体）の概要がわかる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3・4）
（※応募要件ではありませんが、該当があれば提出してください。）

イ 提出部数

上記アの（イ）～（エ）については8部を、（ア）、（オ）及び（カ）については1部を、それぞれ提出してください。

ウ 提出期限

2025年10月17日（金）午後5時（必着）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第四グループ

オ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書は返却しません。

(3) 応募に関する問い合わせ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第四グループ 担当：有馬
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6089 (ダイヤルイン)

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査を行い選定します。ただし、提案書が5件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う場合があります。選定委員会は非公開とし、審査の経過など選定に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

なお、審査に当たり、企画書の内容についてプレゼンテーションしていただくとともに、質疑応答の機会を設けます（日程は2025年10月24日（金）を予定）。プレゼンテーション等を実施していただく方には、実施方法、時間、場所、留意事項等を2025年10月21日（火）までに通知します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

① 業務全体の実施体制・実績

- ・調査の実施体制（必要かつ十分な人員、担当者の経歴、担当業務の割振りなどの体制）が適切に構築されているか。
- ・過去に類似又は関連する業務の実績があり、適切な調査の実施を見込めるか。

② 業務全体の方針・進め方

- ・調査方針は本業務の目的やねらいを的確に理解したものとなっているか。
- ・業務の工程（プロセス）、スケジュールは適切か。

③ 業務実施内容

ア 一般県民へのアンケート調査

- ・現状の県民の行動や意識を把握するためのアンケート構成・項目は適切か。
- ・アンケート方法や対象者、対象者数は適切か。

イ スポーツに関する団体、施設、学校等へのヒアリング調査。

- ・ヒアリング実施先の選定及びヒアリング項目は適切か。

ウ 上記ア、イを踏まえた整理及び分析

- ・アジア・アジアパラ競技大会のレガシーとなりうる県民の行動・意識について整理・分析方法は適切か。

エ 上記ウを踏まえた施策の検討及び提案

- ・整理・分析した県民の行動・意識に対し、変容を促すための効果的な施策の検討、提案方法は適切か。

- ④ 見積金額
 - ・予算の範囲内で業務内容に見合った経済的かつ妥当な見積りとなっているか。
 - ・必要な業務経費が計上されているか。
- ⑤ 社会的価値の実現に資する取組

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 質疑

本業務に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

別紙による。

(2) 提出期限

2025年10月3日（金）正午（必着）

(3) 提出方法

愛知県政策企画局企画調整部企画課に電子メール（kikaku@pref.aichi.lg.jp）で提出してください。件名は「アジア・アジアパラ競技大会を契機とした行動・意識変容等に関する調査委託業務に関する質問」としてください。

(4) 質問への回答

2025年10月7日（火）までに、質問者及び説明会の参加者すべてに電子メールにて通知します。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」に掲載します。

10 スケジュール（予定）

2025年9月30日（火）	説明会の開催
10月3日（金）	質問書の提出期限
10月7日（火）	質問書に対する回答の公表
10月17日（金）	企画提案書の提出期限
10月24日（金）	プレゼンテーション等の実施（対象者のみ）
10月下旬	委託先の決定・契約

11 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行ってください。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとします。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得てください。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負っていただきます。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはなりません。契約終了後も同様です。
- (5) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。
- (6) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応してください。